

第4章 総括と提言

第1節 健康被害への対応・生活再建について

第1 提言

- 1 国は、福島県全域に加え、年間追加被ばく線量 1mSv（ミリシーベルト）を超える地域（以下「対象地域」という。）に居住していた、又は、居住している者に対し、定期的かつ継続的な健康診断（血液検査・尿検査を含む。）を無償で行い、その結果を広く共有し、専門家等が検証できるようにすべきである。
- 2 国は、上記の者に対し、原発事故に起因する健康被害・その他の健康に対する影響が認められる場合には、自己負担なく医療を受けられる制度を設けるべきである。
- 3 国は、子ども・被災者支援法の目的を実現する具体策として、以下の施策を行うべきである。
 - (1) 対象地域に居住し、又は、帰還した者に対しては、その生活環境の整備を行い、避難を継続している住民に対しては、住宅支援等の生活再建のための支援を行うこと。
 - (2) 心身の健康を害している被災者に対し、カウンセリング等を行い、支援対象地域と同様の医療確保に関する施策を移動先の地方公共団体でも実施し、かつ記録化するなどの対策を行うこと。
 - (3) 福島第一原発事故の影響を受けた子どもたちについては、その心身の健康回復を目的とした保養を定期的に行える制度を構築すること。

第2 理由

1 健康調査の現状

福島第一原発事故により、福島県を中心として広範な地域が放射線汚染の被害を受け、福島県は、2011年6月から、「県民健康調査」を実施した。2015年5月18日開催の「県民健康調査」検討委員会で検討された第6回「甲状腺検査評価部会」の資料によれば、これまでに甲状腺検診を受けた約30万人のうち112人が甲状腺がんやその疑いと判定され、2巡目になって初めてそのように判定された人も8人いたことが報告された。今後も慎重に健康診断を続けていく必要性は極めて高い。

さらに、福島第一原発事故による放射性物質の飛散状況からすれば、同事故によって放射線被ばくした地域が福島県内に限定されるとはおよそ考えられない。

しかし、国は、健康調査については、福島県の事業である「県民健康調査」に対して財政的・技術的支援を行うにとどまり、他県住民の健康調査を実施しようとせず、また、福島県の「県民健康調査」自体、全員に実施する基本調査では、問診、血液調査を実施していないなど甚だ不十分な内容である。

2 子ども・被災者支援法制定後の被災者の状況

2012年6月12日に衆参両院の全会一致により子ども・被災者支援法が可決・成立した。しかし、この法律の目的を実現するための具体的方策を定める基本方針は、法律が成立してから1年が経過しても策定されず、ようやく2013年10月に策定された

基本方針も、支援対象地域が福島県中通り及び浜通りに限定され、施策に対する予算措置が不十分であるといった問題点があり、広く被災者のニーズに応えるようなものではなかった。

震災発生から約4年半が経過した今、多くの避難者は帰還か定住かの選択を迫られている。しかし、避難者が帰還を希望したとしても、帰還先のコミュニティが破壊されている場合が多く、現状で帰還しても医療や行政関係のインフラ設備の提供が十分になされる保証はなく、見えない放射能への不安をぬぐい去ることができない。また、避難者が移転先での永住を希望したとしても、避難元と避難先の二重ローンといった経済的な問題や、慣れない地域で生活することのストレス等による健康不安といった問題を抱えながら生活をしなければならない。

避難せずに被災地で生活を続けていた住民も、周囲の住民の避難によりコミュニティが崩壊し、あるいは企業が倒産して就労が困難になる等生活上の不安要素は今も存する。放射線への不安も強く、特に子どもについては外で遊ぶ時間が減少し、健康に悪影響を及ぼしているとの報道もある。

3 あらゆる対策は、年間追加被ばく線量が1mSvを超える被ばくは避けるべきであるという考えを前提とすること

ICRP（国際放射線防護委員会）は、一般公衆が自然放射線以外に追加で被ばくする場合、年間1mSvを超えてはならないとした。これを受け、日本でも、一般公衆の被ばくが年間1mSvを超えてはならないと定めている。

4 早急に求められる健康被害対策及び被災者支援

(1) 健康被害防止のための健康診断の充実

日本では「1mSv基準」が採用されていることからすれば、福島県全域はもとより、対象地域に居住している、あるいは、居住していた者については、避難の有無にかかわらず、その健康の維持のため、十分な検査を受け、適正な医療を受けることができるような制度の構築が不可欠であり、これは、国の責務としてなされなければならない。

そして、被災者に対する健康被害を防止するためには、国が被災者の健康状態を十分に調査し、その調査結果を分析・検討した上、適正な医療を施すことが不可欠である。そこで、国は、被災者に対して調査した結果を、専門家が検証できるように、被災者のプライバシーに配慮した上で、公開をしなければならない。

(2) 自己負担なき医療制度の導入

福島第一原発事故により避難を強いられた被災者に対しては、被災者支援の枠組みでの医療費の給付がなされてはいるが、避難指示区域か否かで取扱いが分かれていること、福島県内に住民票があるかによって取扱いが分かれる例もあること、子どもの医療費について、福島県が負担しても国が負担しないことなどの問題がある。今後、被災者支援の枠組みでの医療費の給付に代え、その内容を拡充し、被災者が自己負担なく医療を受けられる制度にすべきである。

(3) 子ども・被災者支援法の具体化

① 被災者の選択の尊重

国は全ての被災者に対する支援内容を拡充させ、被災者の有する健康不安、生活不安を除去しなければならない。

重要となるのが、避難地に居住する住民及び帰還する住民については、社会的インフラの整備を含めた生活環境の整備であり、避難先に定住する住民については、就労支援・住宅支援等の生活支援の拡充である。これらの施策は、強制避難地域であったかどうかにかかわらず、広範囲に認められるべきであり、1mSvを超える地域の被災者については将来にわたって支援されるべきである。

② 避難により健康を害した被災者への支援

先の見えない避難生活が長引くことによりうつ病等の精神疾患にかかるなど、心身の健康が損なわれている状況があることに鑑み、被災者全般については心のケアを図る施策、その他健康を回復させるための対策をとられなければならない。

③ 子どもの保養制度

特に、子どもについては、その心身の健全な発達のため、常時保養を受け入れるための施設を確保し、運営体制を確立させる等保養制度等の拡充が図られるべきである。

第2節 福島第一原発事故に由来する汚染水対策

第1 提言

- 1 国は、汚染水対策として実施している凍土壁建設を直ちに中止し、原子炉建屋への地下水の流入を抑止し、高濃度汚染水の原子炉敷地から外部への漏出を防止することができる恒久的遮水壁を速やかに構築すべきである。
- 2 国及び東京電力は、汚染水対策等の事故収束に従事する労働者の被ばくを最小化する視点で事故収束工程を構築し直すとともに、労働者被ばくの状況を正確に把握し、労働者の健康保護や生活支援を十分に行うべきである。
- 3 国は、福島第一原発の敷地、その沿岸、周辺河川及び海洋の放射線量を継続して計測し、他機関の計測結果と併せ、その情報を一元的に公開すべきである。

第2 理由

1 汚染水処理対策の重要性

福島第一原発の原子炉建屋内には、現在、炉心冷却によって生じた7万6000tもの高濃度汚染水が溜まっている。そこに日量1000tの地下水の一部が建屋内に浸入し、日々、大量の高濃度汚染水が増加し続けている。東京電力は、2011年4月4日、大量の汚染水を海洋に意図的に放出し、国際社会から強く非難されたが、その後も海洋への漏出が続いている。不適切な対応を繰り返してきた汚染水対策の早期かつ抜本的見直しが必要である。

2 これまでの汚染水対策

東京電力は、事故当初、汚染水の拡大と海洋汚染を防止するために、深さ約30mの難透水層に達する恒久的な地下遮蔽壁の

構築を計画していた。しかし、多額の費用を要するとして実施せず、中長期的対策を棚上げし、政府もこれを容認してきた。

東京電力が経済産業省の指示を受け2011年末に公表した中長期ロードマップにおける汚染水対策は、サブドレンから地下水を汲み上げ、敷地内に設営された貯水槽やタンクへ貯留するにとどまっていた。この貯留タンクや貯水槽は、工期や工費を削減するための簡易・不十分なものであったことから、後に漏出事故が相次ぎ、2013年4月には、貯水槽は廃止された。

こうした中、政府は、2013年6月27日に中長期ロードマップを改定し、汚染水貯蔵タンクの増量と溶接式への更新、海側トレンチの水抜きと凍土方式による陸側遮水壁の設置、ALPS（多核種除去設備）の導入を打ち出した。

この凍土壁工法は、世界的にも大規模かつ長期間の運転実績がなく、地下水流のある場所では不適な工法とされているものであり、とりわけ凍結解除の要件である建屋内のドライアップや止水工事は実現可能性を欠くもので、緊急性・確実性が求められる福島第一原発事故の汚染水対策として、そもそも不適切な工法である。しかし、国は、福島第一原発事故に対する損害賠償責任を認めておらず、既存の確立した遮水壁設置に国費を拠出することはできないとし、実証実験としての凍土壁建設のために国費を投じるとしたものである。

果たして、その後の凍土壁設置工事は難航して今日に至るが、この基本方針は変更されず、汚染水は増加し続けている。

また、高濃度放射線下での事故処理作業に従事する労働者の被ばくは、汚染水処理に絡む重大な人権問題であるとともに、汚染水対策の帰趨を左右する問題であるが、

実現可能性を欠く凍土壁及びドライアップ・止水工事の非現実性などを十分検討をしないまま、既に1年半にわたって凍土壁設置工事に多数の労働者を従事させ、多数の労働者が無用な被ばくを強いられている。

原子炉等規制法に基づき定められた規則によれば、重大事故に至った場合に工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要なことの一つとして、「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備」の設置・整備が求められている。しかし、福島第一原発には、上記のとおり、放射性物質を含む汚染水の拡散を抑制する設備が整備されていない。

原子力規制委員会は、特定原子力施設に係る事業者が提出した防護措置に関する実施計画について、その変更を「命ずることができ」、必要な防護措置を「命ずることができる」とされているが、「できる」との規定にとどまることから、原子力規制委員会は積極的に適切な措置を命じるのではなく、原子力災害対策特別措置法に基づく政府の措置の監視役にとどまっている。

しかも、原子力規制委員会は、海洋汚染防止策の実現に向けた有効な監視活動をせず、事実上工事着手を容認してきた。

3 早急に求められる汚染水対策

(1) 国の責任で、凍土壁に代わる恒久的な地下水遮水壁を設置すること

地盤工学会は、2014年9月、長期的な遮水工事において実績のある地中連続壁工法を主体とする工法により、原子力建屋基礎の地盤に遮水層を設け、汚染水をその場所で水密する方法をとることが第一と提言した。

汚染水対策として、技術的にも疑問の多い凍土壁工法がとられてきたのは、国

の責任として、長期的な事故収束を見据えた確実な汚染水対策を緊急に行う必要性の認識を欠いていたからである。それに加え、汚染水対策が、原子力災害対策特別措置法に基づき、経済産業省主導の下で東京電力によって行われ、原子力規制委員会が、その監視・助言役にとどまってきたことも、凍土壁方針を変更できないまま今日に至った大きな理由である。さらに、原子力規制委員会の現行体制は、汚染水対策を主体的に行う人的体制も欠いている。

確実に汚染水を止めることを最優先とし、一切の制約なくあらゆる資源を投入し、国が責任をもって主体的に事故収束にあたるべきである。また、そのために必要な法令改正及び整備、人材の拡充を早急に図るべきである。

特に、福島第一原発における地下水の遮水は、放射能汚染水を増加させないために必要不可欠の措置であり、凍土壁設置工事を中止し、地盤工学会が提案している既存の確立した工法あるいはそれらの組合せにより、原子炉建屋の周囲に恒久的な地下水の遮水壁を建設すべきである。

(2) 労働者被ばくを最小化する視点で事故収束工程を再構築し、また、労働者の被ばく状況を把握して労働者の健康管理、生活支援を十分に行うこと

現状行われている汚染水対策は、従事する労働者の被ばくを無用に増大させるものである。労働者は一定の線量に達すれば従事できなくなるものであり、それを回避するために労働者の許容線量を引き上げることは到底許されることではない。国及び東京電力は、早急に汚染水対策等の事故収束に従事する労働者の被ばくを最小化する視点で事故収束工程を構築し直すべきである。また、

汚染水対策に従事する労働者の人権を保護し、労働者を確保するためには、労働者被ばくの状況を正確に把握し、労働者の健康保護や生活支援のための方策を十分に行うべきである。

(3) 放射線量の計測，情報公開

これまでのところ，モニタリング調査もその結果の公表も不十分である。とりわけ，海洋や河川については，包括的なモニタリングがなされていない。

よって国は，環境の放射能汚染状況の観測，監視を行い，他機関の観測結果と併せて，放射能の拡散，汚染の状況，将来予測など，放射能汚染に関する情報を，即時，正確に一元的に公開すべきである。

第3節 汚染廃棄物について

第1 提言

- 1 国は、特措法施行規則第14条を改正し、指定廃棄物の指定基準である「8000Bq 毎キログラム」超という数値を、放射性物質利用に伴い発生する廃棄物等の処理等の安全性のための最低限の基準であるクリアランスレベルが100Bq/kgであることを十分踏まえて、相当程度引き下げるべきである。
- 2 国は、特措法第18条第3項を改正し、指定廃棄物の指定基準に該当すると認められるときは、環境大臣が当該廃棄物の占有者からの申請がなくても指定廃棄物と指定できるようにするべきである。
- 3 国は、十分な情報公開の下で、公開の議論を経て、焼却処理の基準を定める特措法施行規則第25条及び埋立処理の基準を定める同規則第26条を改正し、特定廃棄物（指定廃棄物及び対策地域内廃棄物）及び焼却処理をした後の灰の放射能濃度が指定基準を超えることとなる福島第一原発事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物について、より安全性に配慮した処理基準を策定した上で、焼却施設や最終処分場の建設・管理・運用に当たって、適切な環境アセスメント制度・安全審査制度、十分な情報公開と住民参加を実現する制度と独立・中立の監視機関を設けるなど、適正な制度を作るべきである。

国及び地方公共団体は、より安全性に配慮した特定廃棄物等の処理基準が策定され、適正な制度が作られるまでの間は、安全性が的確に確認でき、汚染廃棄物が環境中に拡散しないように管理を強化した方法で、かつ十分な情報公開と住民参加の下で、暫定的に地上保管をすべきで

ある。

- 4 国は、指定廃棄物について、宮城県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県において、各県ごとに1か所ずつ最終処分場を設置する等とした方針を見直し、改めて指定廃棄物の処理方針を策定するに当たっては、十分な情報公開と住民参加を尽くすべきである。

第2 理由

1 特措法における「放射性物質及びこれによって汚染された物」の該当性の基準の引下げ

廃棄物処理法第2条第1項は、廃棄物の定義から「放射性物質及びこれによって汚染された物」を除外している。

そして、「放射性物質及びこれによって汚染された物」に該当するか否かを定める基準（以下「クリアランスレベル」）については、例えばセシウム134及びセシウム137については、合計100Bq/kg以下とされている。上記のクリアランスレベルに照らして、「放射性物質及びこれによって汚染された物」に該当する物は、廃棄物としての処理はできず、低レベル放射性廃棄物処理施設で長期保管しなければならないなど厳格な管理が必要とされている。

ところが、特措法第17条第1項は、福島第一原発事故により同原発から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」）による環境汚染への対処について、「汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。」とし（以下、同項の規定による指定に係る廃棄物を「指定廃棄

物」という。) , 特措法施行規則第 14 条は上記「環境省令で定める基準」について、「事故由来放射性物質であるセシウム 134…及び…セシウム 137 についての放射能濃度の合計が 8000Bq 毎 kg 以下であることとする。」と規定した。そして、指定廃棄物については、環境省令で定める基準に従い、国が収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとされたが、8000Bq/kg 未満の廃棄物については放射性物質が含まれていない廃棄物同様の焼却や埋立てができることとなった。

しかし、指定廃棄物の指定基準を 8000Bq/kg とすることは、放射性廃棄物としてのクリアランスレベルを 80 倍に緩和するものであり、種々の問題点がある。これらの問題点について、日弁連は、2015 年 7 月 16 日付け「放射性物質汚染対処特措法改正に関する意見書」（以下「特措法改正に関する意見書」という。）において指摘した。

その後、国は、前述した特措法の附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定め、同規定を踏まえて「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」を設置して見直し作業を進めているが、上記検討会において、指定基準については議題に乗せることすらしていない。

この指定基準の数値に関する問題は、放射能による汚染から住民の生命・身体や環境を守るために極めて重要な問題である。

したがって、現状を総合的に考慮した上で、国は、指定廃棄物の指定基準の適用について一定期間の経過措置を講じるなど現場の混乱を防止するための配慮を行うことを前提として、特措法施行規則第 14 条を改正し、現在の指定廃棄物の指定基準

である「8000Bq/kg 超」という数値を、放射性物質利用に伴い発生する廃棄物等の処理等の安全性のための最低限の基準であるクリアランスレベルが 100Bq/kg であることを十分踏まえて、相当程度引き下げるという見直しをすべきである。

2 指定廃棄物の指定手続の改正の必要性

特措法第 18 条第 3 項は、環境大臣が「特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物」と指定するためには、当該廃棄物の占有者からの申請が必要と規定しており、環境大臣は、当該廃棄物の占有者からの申請がなければ、指定廃棄物と指定することができない。

そこで、当該廃棄物の事故由来物質による汚染の状態が、指定廃棄物の指定基準に該当すると認められるときは、環境大臣が当該廃棄物の占有者からの申請がなくても指定廃棄物と指定できるようにすべきである。

3 特定廃棄物等の処理（焼却及び埋立て）と住民参加の充実について

(1) 特定廃棄物等の処理基準の問題点

「特定廃棄物」とは、特措法第 20 条で定める廃棄物である。

日弁連は、特措法改正に関する意見書において、特措法を制定するに当たり、国は、放射性物質の危険性を考慮した安全性についての調査・検討を行っていないことを指摘した。しかし、国は、いまだにこのような点に配慮した見直し作業を行っていない。

そこで、国は、特措法及び関連法令を改正し、より安全性に配慮した特定廃棄物等の処理基準を策定すべきである。

(2) 住民参加の欠如による問題点と制度的整備について

また、日弁連は、特措法改正に関する意見書では、特措法には住民参加手続に関する配慮が欠如していること、適切な環境アセスメント制度・安全審査制度が欠如していることを指摘した。しかし、現在においても、国は過去に混乱を生じた原因等を検討した上で特措法の見直し作業を行っていない。

国はこうした教訓に学び、特措法に基づく最終処分場の選定や、焼却炉の建設等に当たっても、関係住民の範囲を広く設定し、その住民らに対して計画を策定する前の段階からその内容を開示して、十分な説明を行い、住民らの疑問点に対しても適切に対応し、その計画の当否も含めて住民らの意見を適切に反映することができるよう、意思決定に際して広く住民が参加できる制度を設けるべきである。

住民参加制度と並んで、焼却施設や最終処分場の建設・管理・運用に当たっては、適切な環境アセスメント制度・安全審査制度などを作るべきであり、かつ、委員が住民代表や住民の推薦する専門家が半数を占め、議事が必ず公開される等の要件を備えた第三者的立場に立つ監視機関の設置もされるべきである。

(3) 焼却処理や埋立処理をするまでの間の環境保全策について

特定廃棄物については、一部地域では、既に、コンクリートの箱に入れて管理する仕組みをとるなどの対処をしている。

特定廃棄物等の処理については、安全性が的確に確認でき、汚染廃棄物が環境中に拡散しないよう、管理を強化した方法を取り、かつ十分な情報公開と住民参加を尽くした上で、暫定的に地上保管とするのが相当である。

4 指定廃棄物に対する対応策について

国は、2012年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を定め、指定廃棄物が多量に発生し、施設において保管がひっ迫しているとされた都県においては、各都県内に集約して必要な最終処分場を確保する方針を定め、具体的には、宮城県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県の上記5県で最終処分場候補地の選定作業を進めることとした。国は、この方針の下で、具体的には、上記各県内に1か所の最終処分場を作って埋立処分をするように進めている。

国は、上記のような方針の下、2012年9月、栃木県、茨城県における指定廃棄物最終処分場予定地を、それぞれ選定したが、両県ともに地元で強い反対運動が起こった。国は、千葉県においても、2015年4月、千葉市内の東京電力株式会社敷地内を指定廃棄物最終処分場予定地として選定したが、強い反対運動が起こりつつある。

各地で最終処分場に対する反対運動が勃発し、深刻化・長期化し、住民の理解が得られない理由の一つは、住民への説明と住民参加が不十分なものとどまっているからである。また、国は、水源地や傾斜地、災害発生懸念地を候補地に選定しているが、そのような場所が選定された理由や手続にも不明な点が多い。そもそも、前記「指定廃棄物の今後の処理の方針」自体が、十分な国民の参加と情報公開を欠いたまま定められたものであり、そうして情報公開と参加を欠いたまま方針を決定したこと自体がその後の問題解決を困難にさせている原因である。

よって、国は、指定廃棄物について、宮城県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県において、各県ごとに1か所ずつ最終処分場を設置する等とした方針を見直し、十分な情報公開と住民参加を尽くした上で、改め

第4章 総括と提言

て指定廃棄物の処理方針を策定すべきである。

本シンポジウムを開催するに当たって御協力いただいた皆様

現地調査等でお話を伺った方々

《国内現地調査》

【栃木県調査】

塩谷町長 見形和久様
塩谷町役場の皆様
塩谷町住民の皆様
矢板市役所の皆様
矢板市住民の皆様
栃木県庁の皆様

【宮城県調査】

加美町長 猪股洋文様
加美町役場の皆様
加美町住民の皆様
栗原市長 佐藤勇様
栗原市役所の皆様
栗原市住民の皆様
大和町長 浅野元様
大和町役場の皆様
大和町住民の皆様
宮城県庁の皆様
放射性廃棄物最終処分場建設に断固反対する会様
放射性指定廃棄物採取処分場候補地撤回を求める地域住民の会様
指定廃棄物最終処分場候補地の破棄し撤回を求める栗原市民団体連絡会様
放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク様
旧升沢下原住民の会様
登米市住民の皆様

【福島県調査】

福島県庁の皆様
福島県県中浄化センターの皆様
郡山市役所の皆様
郡山市議会議員 蛇石郁子様
いわき市議会議員 佐藤和良様
いわき市住民の皆様
南相馬市長 桜井勝延様
南相馬市役所の皆様
南相馬市住民の皆様
富岡町役場の皆様
富岡町住民の皆様

檜葉町役場の皆様
檜葉町住民の皆様
鮫川村焼却炉問題連絡会様
放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会様
30年中間貯蔵施設地権者会様

【千葉県調査】

松戸市役所・同市クリーンセンターの皆様
柏市役所・同市南部クリーンセンターの皆様
流山市役所・同市クリーンセンターの皆様
太平興産株式会社の皆様
新井総合施設株式会社の皆様
千葉県住民の皆様

【茨城県調査】

放射能から市民を守る会 高萩様
高萩市議会議員 小宅誠様
高萩市役所の皆様
日立市役所の皆様
茨城県庁の皆様

【福島第一原発】

東京電力株式会社の皆様

《海外現地調査》

【米国スリーマイル島事故に関する調査】

佐藤恭子氏（スタンフォード大学教授）
ディック・ソーンバーグ氏（事故当時のペンシルベニア州知事）
シルビア・ランボー判事（TMI クラスアクション担当判事）
エリック・エプスタイン氏（現地の市民団体「TMI Alert」代表）
ディビッド・アラード氏（ペンシルベニア州環境保護部門部長）
アルフレッド・ウィルコックス弁護士（TMI クラスアクションの被告側代理人）
ジョセフ・ロドリックス氏（健康問題、危機管理コンサルタント）
エリック・フェルドマン氏（ペンシルベニア大ロースクール教授）
ハロルド・バーガー弁護士（クラスアクションの原告側代理人）
セオドア・マッキー判事（連邦高裁、クラスアクションの控訴審を担当）

《勉強会でお話を伺った方》

毎日新聞社 日野行介様
NPO法人ピースデポ代表 湯浅一郎様
日本獣医生命科学大学教授 羽山伸一様
兵庫医科大学遺伝学・医師 振津かつみ様
原子力コンサルタント 佐藤暁様

日本弁護士連合会第58回人権擁護大会

シンポジウム第3分科会実行委員会

◇委員長 坂本 博之 (茨城県)

◇副委員長 足立 修一 (広島), 山口 仁 (千葉県), 浅岡 美恵 (京都)

◇事務局長 中川 亮 (第二東京)

◇事務局次長 鹿野 真美 (東京), 田中由美子 (千葉県), 藤川 誠二 (愛知県)

◇委員

西島 和 (東京)	中下 裕子 (第二東京)
海渡 雄一 (第二東京)	青木 秀樹 (第二東京)
只野 靖 (第二東京)	米村 俊彦 (横浜)
及川 智志 (千葉県)	宮西 宏和 (千葉県)
長倉 智弘 (山梨県)	三枝 重人 (山梨県)
山本 純弥 (奈良)	小島 寛司 (愛知県)
村田 正人 (三重)	橋本 貴司 (広島)
高橋 謙一 (福岡県)	魚住 昭三 (長崎県)
中村多美子 (大分県)	渡辺 淑彦 (福島県)
越前谷元紀 (福島県)	平岡 路子 (福島県)
小保内義和 (岩手)	

◇バックアップ委員

樋渡 俊一 (東京)	佐藤 光子 (東京)
長崎 玲 (第二東京)	佐々木 学 (第二東京)
中野 宏典 (山梨県)	津留崎直美 (大阪)
森平 尚美 (大阪)	岡崎 行師 (大阪)
山田 浩介 (大阪)	山本 寛 (大阪)
笠原 一浩 (福井)	野条 泰永 (福井)
岩淵 正明 (金沢)	松岡 幸輝 (広島)
橋野 成正 (山口県)	水野 彰子 (島根県)
小池 達哉 (福島県)	湯埜 聖史 (福島県)
長岡 克典 (山形県)	高橋 耕 (岩手)
菱谷 毅 (青森県)	兼平 史 (函館)

日本弁護士連合会第58回人権擁護大会
シンポジウム第3分科会 基調報告書

放射能とたたかう
～健康被害・汚染水・汚染廃棄物～

2015年10月1日

編集 日本弁護士連合会
第58回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL 03-3580-9841 (代)
FAX 03-3580-2896

印刷 株式会社プリコ
TEL 03-3252-1641 (代)

JFBA 日本弁護士連合会